

(別紙)

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

別紙請求の趣旨及び請求の原因記載のとおり

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件敷金返還債務として4万9004円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年12月29日限り、                    支店の原告名義の普通預金口座（口座番号                    ）に振り込む方法により支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上